

## 補償契約及び役員等賠償責任保険契約の改正の概要

全国社会福祉協議会地域福祉部整理

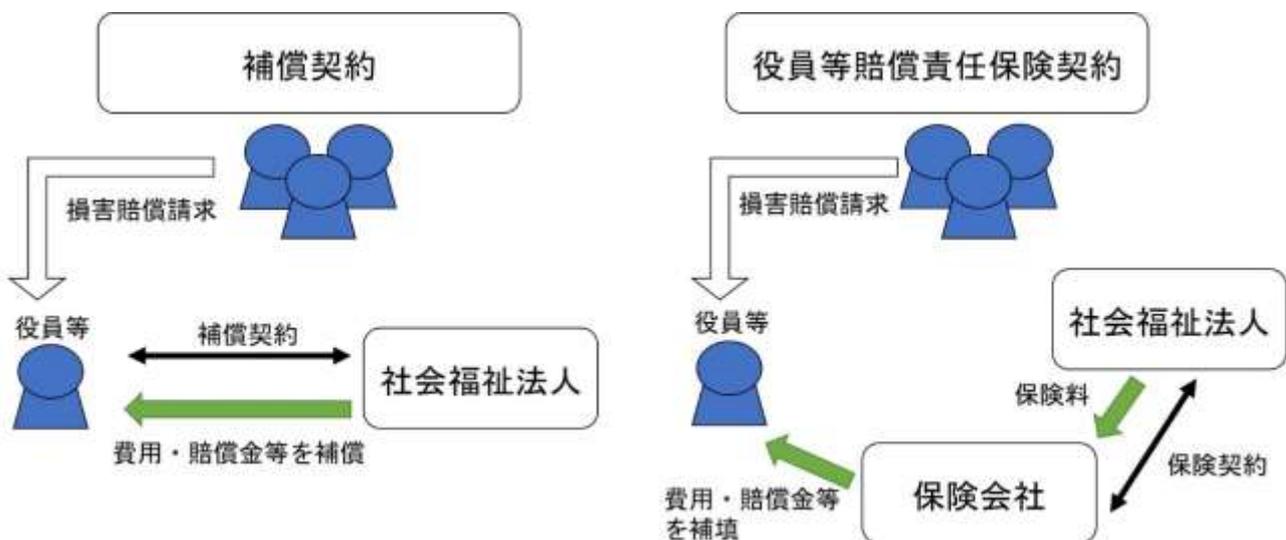
### 1. 改正の背景・趣旨

(1) 補償契約（改正社会福祉法第 45 条の 22 の 2 関係）

- 役員等の責任を追及する訴えが提起された場合等に、社会福祉法人が費用や賠償金を補償すること（補償契約）については、利益相反性があるが、現行法上は、補償契約について直接に定めた規律はない。  
⇒ 社会福祉法人が補償契約をするために必要な手続規定や補償をすることができる費用等の範囲に関する規定を新たに設ける。

(2) 役員等賠償責任保険契約（改正社会福祉法第 45 条の 22 の 2 関係）

- 社会福祉法人が役員等を被保険者とする「役員等賠償責任保険契約」（D&O 保険：Directors and Officers Liability Insurance）に加入することについては、利益相反性があり得るが、現行法上は、D&O 保険への加入について直接に定めた規律はない。  
⇒ 社会福祉法人が役員等を被保険者とする「役員等賠償責任保険契約」（D&O 保険）に加入するために必要な手続規定等を新たに設ける。



(出所) 法務省民事局「会社法の一部を改正する法律の概要」をもとに作成

### 2. 留意点

- 令和 3 年 3 月 1 日以降、「補償契約」及び「役員等賠償責任保険契約」（D&O 保険）の内容の決定にあたっては、「理事会の決議」が必要となる。
- 「補償契約」に基づく補償をした理事及び補償を受けた理事は、遅滞なく、補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 平成 29 年の社会福祉法人制度改革以降、各種保険会社と「役員等賠償責任保険契約」（D&O 保険）を締結している社協においては、令和 3 年 3 月 1 日よりの前の契約は、「理事会の決議」が不要であるが、令和 3 年 3 月 1 日以降の新たな契約や保険内容の更新には、「理事会の決議」が必要となる。